

社会福祉法人 明和会「グループホーム陽だまりの家」

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規定

令和4年1月20日制定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人明和会「グループホーム陽だまりの家」が実施する認知症対応型共同生活介護事業の運営について必要な事項を定め、認知症介護を必要とする者に対して、その共同生活住居において、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者が安全、快適な日常生活を送り、又、その生活の質の向上を図ることを目的とする。

(事業方針)

第2条 本事業の実施に関しては、次のことを基本として取り組むものとする。

- (1) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に取り組むこと。
- (2) 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮して取り組むこと。
- (3) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して取り組むこと。
- (4) 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。また、身体拘束等の適正化を図るために、以下の措置を講じる。
 - ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- (6) 管理者、看護師により24時間連絡体制をとり利用者の急変に応じた医療体制を確保する。
- (7) 協力医療機関との間で、利用者の症状の悪化や感染症等により急変した場合等の入院等を含む対応体制、また、普段からの勉強会等の研修開催、利用者の病歴等の情報共有を行うことを協定書により締結し、利用者が安心した生活が行えるように取り組む。また、協力医療機関との連携で新興感染症やその他感染症発生時の対応を行う体制を確保すること。
- (8) 利用者が重度化した場合、管理者、計画作成担当者、看護師、協力医療機関、利用者又は利用者家族との話し合いをもち、利用者、利用者家族の望む対応をとり、体制を確保する。尚これらのことは入居の際に利用者又は利用者家族に対して内容を説明し同意を得る。
- (9) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善に取り組むこと。
- (10) 地域に開かれたサービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置し

概ね2ヶ月に1回以上運営推進会議を開催する。

(名称)

第3条 本事業を実施する事業所は、社会福祉法人明和会「グループホーム陽だまりの家」という。

(事業所の所在地)

第4条 本事業を実施する事業所を、福岡県八女市高塚212番地に置く。

(従業員の職種、員数及び職務内容)

- (1) 管理者 2名(常勤とし、従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う)
- (2) 計画作成担当者 2名(利用者の心身の状況希望及びその置かれている環境を踏まえ援助の目標を達成する為にサービス内容等を記載した共同生活介護計画の作成を行う)
- (3) 介護職員 常勤換算方法で利用者3名に対し1名、その端数を増すごとに1名以上(利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資する技術をもって介護を行う)

(利用定員)

第5条 1ユニット共同生活住居の定員を9名とし、2ユニットを設置する。

(事業の内容及び利用料その他費用の額)

第6条 利用者に対し介護計画に基づき下記のサービス提供を行い、事業者は利用者及びその家族に説明を行う。

(1) 介護保険給付対象サービス

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受理サービスであるときは、定められた利用者の負担を乗じた額とする。

また、基本報酬や各加算等については重要事項説明書の通りとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(2) 介護保険給付対象外の次のサービスの提供については実費を徴収する。

尚、各料金については別紙料金表の定める通りとする。

- ① オムツ代
- ② 理美容代
- ③ 日用、消耗品
- ④ 教養娯楽費
- ⑤ 歯科その他治療診療代、薬代
- ⑥ その他、利用者の希望により提供し施設が必要と認めた費用

(3) その他

- ① 部屋代(1,200円/日)
- ② 食材代(1,180円/日 朝230円 昼475円 夕475円)
- ③ 水光熱費管理費(550円/日)

(4) 利用者が、当事業所を利用中に医療機関等への入院をされた場合、部屋の確保、管理代として部屋代、水光熱管理費を徴収する。ただし、利用者及び利用者代理人が

部屋の確保の中止を求めた場合は、これらを日割り計算により精算するものとする。
尚、当事業所の協力医療機関は下記の通りとする。

【協力医療機関】

姫野病院（総合・救急指定）、公立八女総合病院（総合・救急指定）、大石歯科（歯科及び訪問）、吉田歯科（歯科及び訪問）

また、利用者が医療機関への入院をした場合、入居者の認知症の症状の悪化や行動・心理症状の出現につながりやすくなるため、早期退院や退院後の安定した生活に向けた取り組みを行っていく。（入院時費用の算定・・・別紙重要事項説明書参照）

（入居にあたっての留意事項）

第7条 入居にあたっての留意項は次のとおりとする。

- （1） 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
（入居にあたっては、前もって、認知症を証明する書類を必要とする）
- （2） 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- （3） 自傷他害の恐れがないこと。
- （4） 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

（非常災害対策）

第8条 事業所は非常災害に次の対策を備える。

- （1） 消防設備の定期点検の実施
- （2） 年2回の自衛消防及び災害時の訓練の実施
- （3） 防火管理者についての責任者を定め、消防計画に準ずる計画を樹立する。
- （4） BCPの作成及び訓練の実施

（その他運営に関する重要事項）

第9条 本事業所は次のことに留意して事業の運営に当たるものとする。

- （1） 正当な理由なく入居を拒まないこと。
- （2） 本事業に従事する者及び従事者であったものは、業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報を第三者に漏らすことのないよう秘密の保持に務めること。
- （3） 会議等において必要やむを得ず、利用者やその家族等の個人の情報を用いる場合はあらかじめ文書等により該当者の同意を得ておくこと。
- （4） 指定認知症対応型共同生活介護の利用には、あらかじめ利用者又はその家族に対してこの規定の概要その他利用者のサービス利用に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、理解を得ておくとともに、認知症対応型共同生活介護計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等もあわせて説明を行い、理解を得ておくこと。
- （5） 苦情受付窓口の設置をし、利用者からの苦情、相談、問い合わせ、緊急連絡等に対しては迅速かつ適切に対応すること。
- （6） 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問、照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
- （7） 利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護サービス提供等により事故が発生した場合には、家族及び関係機関にその状況を速やかに連絡するとともに必要な措置を講ずること。

- (8) 本事業の責により賠償すべき事故が発生した場合には、本事業所長の判断により速やかに相当の損害賠償を行うこと。

第10条 利用者や家族等による職員へのハラスメント行為の禁止について

事業者には職員が安全かつ健康に働けるように配慮する義務がありますので（安全配慮義務 ＊労働契約法第5条）、当事業所の職員へのハラスメント行為は一切禁止させていただきます。万一そのような行為が見受けられる際は、契約解除を含む厳しい姿勢で臨ませていただきます。また、場合によっては行政や関係機関へも報告相談を行うことがあります。

＊労働契約法第5条（使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。）

ハラスメント行為の具体例

- (1) 身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）
- ①身体的暴力を振るわれた、振るわれそうになった（つねられる、引っかかる、叩かれる、蹴られる等）
 - ②物を破壊する、投げつけられるなど、恐怖を感じる行為をされた
- (2) 精神的暴力：個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけられたり、おとしめたりする行為。
- ①威圧的な言葉や態度で怒鳴りつけられた
 - ②人格や能力を否定する発言をされた
 - ③命令口調での指示や脅迫的な発言をされた
 - ④契約や制度上、提供できないサービスを繰り返し要求された
 - ⑤過大なサービス提供などを繰り返し要求された
- (3) セクシャルハラスメント：意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為。
- ①サービス提供時、不必要に身体に接触された、接触されるようなことがあった（手を握られる、抱きしめられる等）
 - ②性的な発言をされた、繰り返し言われるようなことがあった
 - ③異性による介助を故意に求められた
 - ④性的な関係を迫られた
 - ⑤アダルトビデオやヌードの写真を見せられた、見せられそうになった

附 則

(施行期日)

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 7 年 5 月 1 日改定

各種料金表

陽だまりの家

部屋代	1, 200円／日	
食材代	朝食230円、昼食475円、夕食475円	1,180円/日
水光熱管理費	550円／日	
紙オムツL 1袋26枚入り	2,903円	
紙オムツM 1袋30枚入り	2,903円	
紙オムツS 1袋34枚入り	2,903円	
レギュラーパッド1袋30枚入り	781円	尿取りパッド
ワイドパッド1袋	880円	尿取りパッド
ワイドロング1袋	1,080円	尿取りパッド
紙パンツL 1袋18枚入り	1,385円	
紙パンツM 1袋20枚入り	1,385円	
紙パンツS 1袋22枚入り	1,385円	
尿パッド5番	1,921円	尿取りパッド
ヘアカット代	実費	
診療代・薬代	実費	